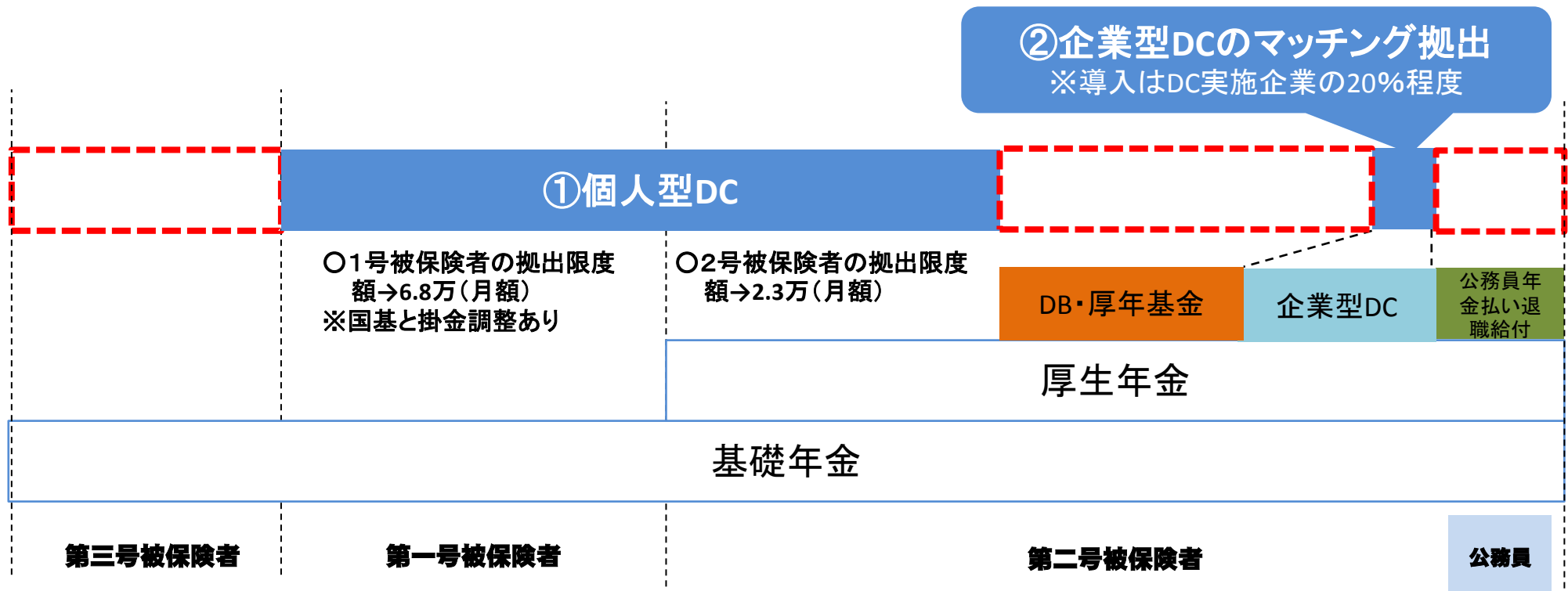


老後に向けた自助努力の仕組みの課題

□個人の自助努力の仕組みには、①個人型DC、②企業型DCのマッチング拠出があるが、

- ①個人型DCについては、第3号被保険者、企業年金・公務員等共済加入者が加入できず個人のライフコースの中で自助努力できない期間ができてしまうこと、加入範囲が限られているが故に離転職時の資産移換時に必要以上にコストがかかること
- ②企業型DCのマッチング拠出については、実施の可否を企業が定めるため個人拠出したくてもできないことや拠出に係る規制があること
などの課題が指摘されている。

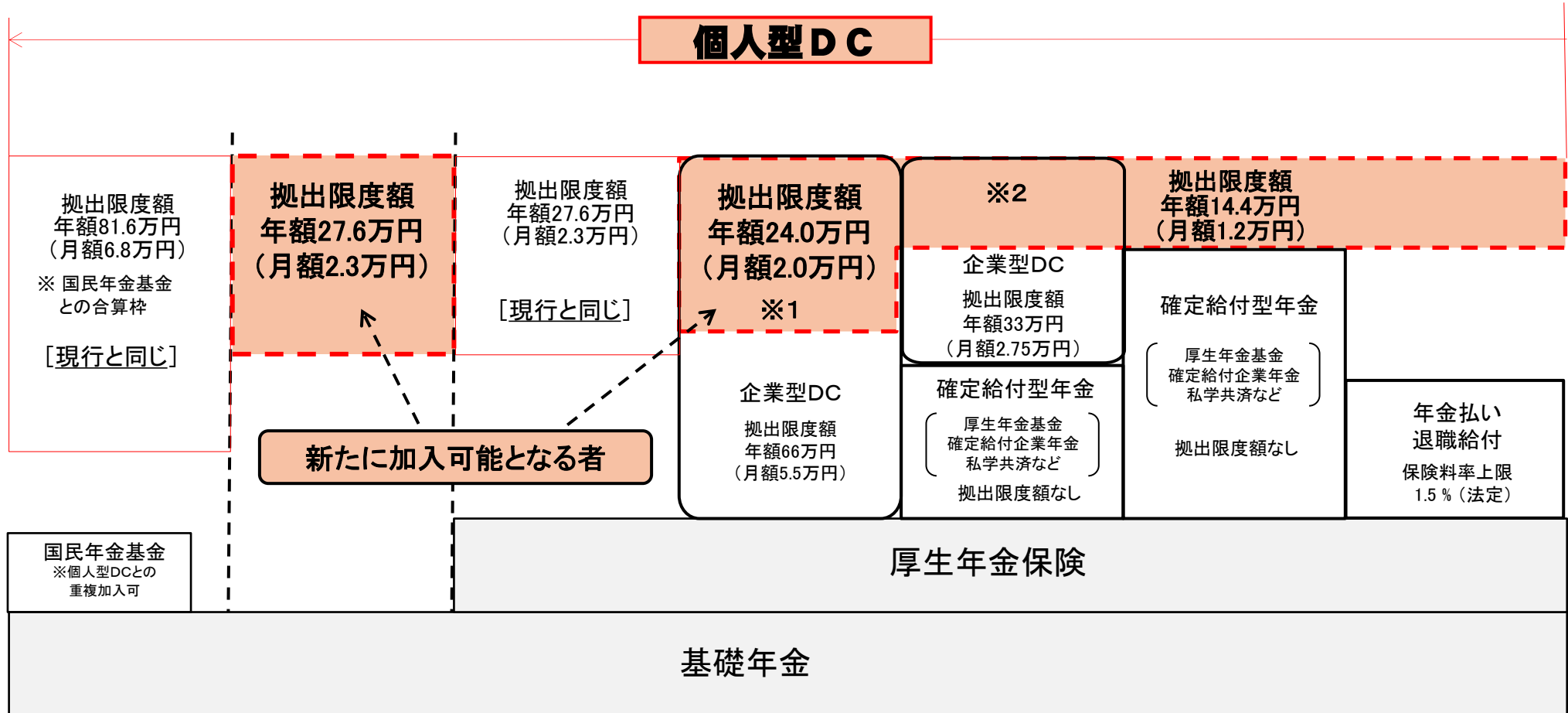


※図は被用者年金一元化後の姿。被用者年金一元化・公務員年金払い退職給付制度は、平成27年10月施行予定

個人型DCの加入可能範囲の拡大

□ 労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とする。

※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。



国民年金
(第1号被保険者)

国民年金
(第3号被保険者)

国民年金
(第2号被保険者)

公務員
[被用者年金一元化後]

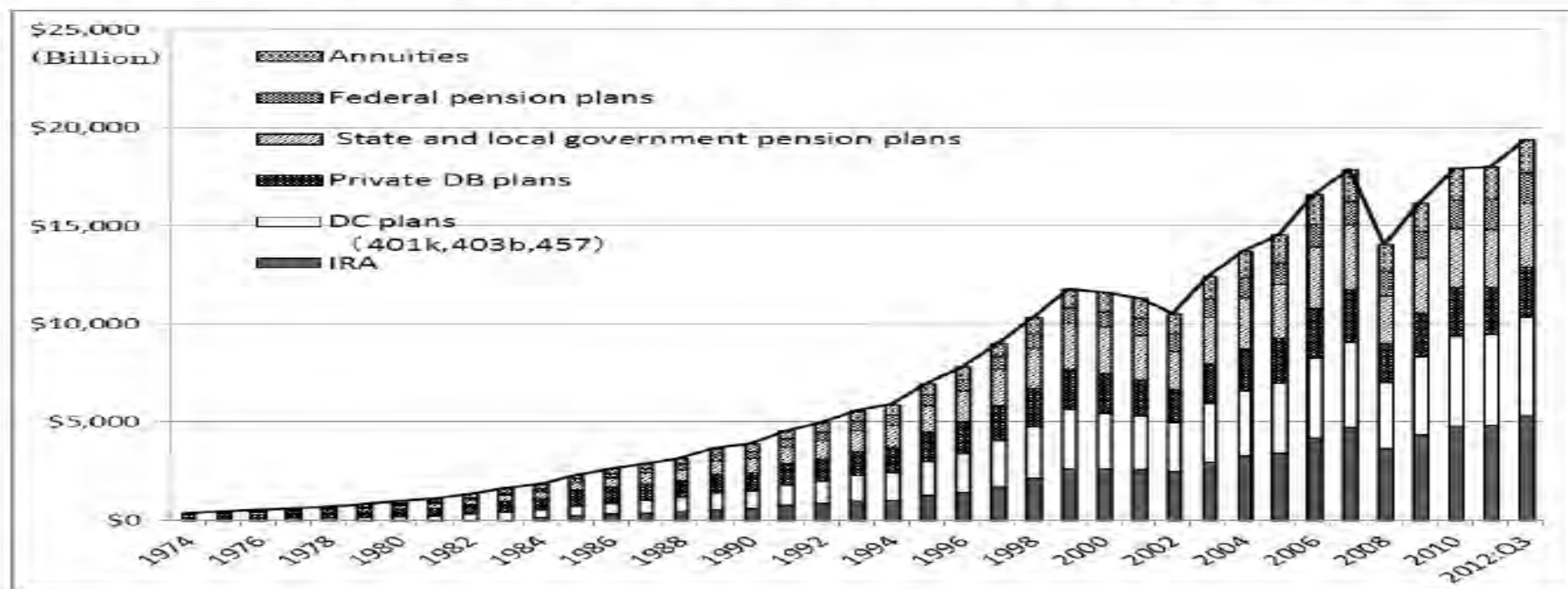
※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合限り、個人型DCへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合限り、個人型DCへの加入を認める。

(参考) 米国IRA制度の概要

- ・1974年エリサ法により創設されたDCタイプの個人退職勘定(日本の個人型DCが参考とした制度)。個人が自助努力で老後資金を準備する制度として普及。課税関係や給付の仕組み等の制度の骨格は401(k)と同じ。
- ・加入対象者は、70.5歳未満の所得のある者(公務員、自営業者含む)及びその配偶者
- ・非課税拠出限度額は、原則年5,500ドル又は稼得所得のいずれか低い額。
- ・ポータビリティについては、IRA口座に事業主が実施する401(k)等の退職給付制度から移換金を受け入れること等が可能。

米国の職域年金およびIRA・DCプランの資産残高推移(1974-2012)



出所: ICI (2012) "The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012: U.S. Total Retirement Market Assets (Table 1)" (<http://www.ici.org/research/retirement>, 2013.1.11)より筆者作成

出所:「国民の老後保障に関する研究」(年金シニアプラン総合研究機構)